

## 一般財団法人日本国際政治学会 各種委員会等の設置に関する規程

(目的)

第1条 一般財団法人日本国際政治学会（以下、本会と言う）の運営に関する事項を定めるため、この規程をおく。

(常設委員会)

第2条 本会の事業を推進するために、一般財団法人日本国際政治学会定款46条に基づき、本会に、常設委員会として、企画・研究委員会、編集委員会、英文ジャーナル編集委員会、広報委員会、国際交流委員会を設置する。

(常設委員会主任の指名および任期)

第3条 常設委員会の主任は、理事の中から理事会の承認に基づいて理事長が指名する。主任の任期は理事のそれに従う。

(常設委員会委員の委嘱および任期)

第4条 常設委員会を構成する委員は、主任の推薦および理事会の承認に基づいて理事長が委嘱する。委員の任期は理事のそれに従う。

(企画・研究委員会)

第5条 企画・研究委員会は、研究大会・講演会等実施の事業の遂行にあたる。

(編集委員会)

第6条 編集委員会は、機関誌・書籍発行等の事業の遂行にあたる。特に、和文機関誌『国際政治』および和文書籍発行等を担当する。

(英文ジャーナル編集委員会)

第7条 英文ジャーナル編集委員会は、機関誌・書籍発行等の事業の遂行にあたる。特に、英文機関誌 *International Relations of the Asia-Pacific (IRAP)* および英文書籍発行等を担当する。

(広報委員会)

第8条 広報委員会は、機関誌・書籍発行等の事業の遂行にあたる。特に、ニューズレターの発行と学会ホームページの管理等を担当する。

(国際交流委員会)

第9条 国際交流委員会は、国際学术交流事業等の遂行にあたる。

(特別委員会)

第10条 上記常設委員会に加えて、理事会は、特定の業務を担う特別委員会を設置することができる。その主任の選任、委員の委嘱手続きについては、常設委員会のそれに従う。主任および委員の任期については、当該期の理事の任期を超えてそれを設定することはできない。

附則 この規程は、平成25年5月11日から施行する。